

広告掲載指定事業者登録の募集について ～町外事業所等の登録も可～

町では、新たな財源の確保と町民サービスの向上などを目的に、昨年11月から試験的に町内事業所等を対象として、町が保有する資産（広報あびら）への有料広告を行いました。

この制度を、平成20年4月から本格的に始めるに当たり、広告掲載希望事業者の利便性の確保と町における広告募集業務の軽減を図るため、広告を希望する事業者をあらかじめ登録する「安平町広告掲載指定事業者登録制度」を設け実施することといたしました。

この制度は、広告掲載指定事業者として登録していただくと、登録確認書の交付の日から2年を超えない範囲で指定事業所として登録され、広告媒体（町広報紙や町ホームページなど）に空きスペースが出たときなどに、この登録された事業者等に直接掲載希望の有無を照会し、一般公募によらないで広告掲載を行うものです。

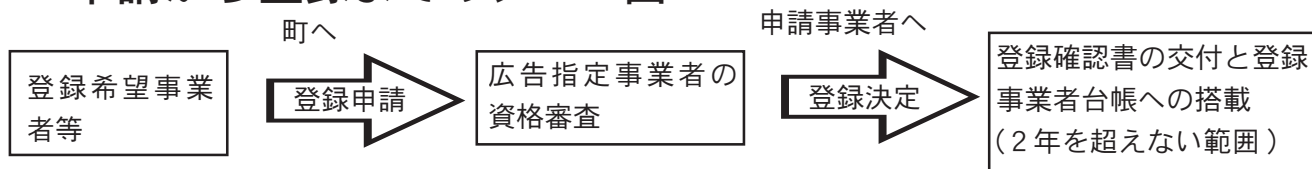
この制度は、一度登録していただくと、約2年間にわたり台帳に登録され、既に募集を終了した広告媒体に空きスペースが出たときや、新たな広告媒体の募集を行うときに、この登録事業者を優先して広告掲載を行う制度です。

□募集締切日：平成20年2月22日（金）

- ・申請書は、町のホームページ又は下記担当係まで
 - ・申込みの受付は、土、日、祝日を除く、8時30分から17時30分まで
 - ・受付・問合せ 企画課広報広聴係まで（☎2751）
- ※今回の募集は上記募集締切日で一旦締め切らせていただきますが、その後も随時受付いたします。なお、登録期間の最終日は、平成22年3月末までとなります。

※この登録申請に係る費用は無料です。

— 申請から登録までのフロー図 —



広告欄

建築業許可/知事(特18)昭第348号
八木建設株式会社

◆ 一級建築士事務所、土地建物取引業 ◆
TEL 25-2492 FAX 25-2491



RC 200年住宅。いつまでも安心して暮らしていける住まいづくり

住みよさ、質の高さ、そして美しさまでも重視した家づくりはご好評を博しております。当社では、今後も、建築・土木部門で事業を精力的に展開し、幅広く地域住民に貢献できる企業でありたいと努力し続けます。



増改築をお考えの方、土地、中古住宅をお探しの方、お売りしたい方もお気軽にご相談ください。

又、除雪にお困りの方もご相談承ります。

※中古住宅有り 450万円、600万円/追分地区